

なぐわし公園整備運営事業

■募集要項に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
1	募集要項	25	別紙1	1	B-I	温水利用型健康運動施設の施設整備業務に係る対価のうち、サービス購入料A-Iを除いた割賦支払分 (1)割賦元本対象となる額 ①設計費(基本設計費を含む) ②建設費(備品調達費を含む) ③工事監理費 ④その他費用(工事中金利、融資手数料、工事期間中の保険料、諸経費等) (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当	25	温水利用型健康運動施設の施設整備業務に係る対価のうち、サービス購入料A-Iを除いた割賦支払分 (1)割賦元本対象となる額 ①設計費(基本設計費を含む) ②建設費(備品調達費を含む) ③工事監理費 ④備品調達費 ④⑤その他費用(工事中金利、融資手数料、工事期間中の保険料、諸経費等) ⑥①～⑤に係る消費税及び地方消費税相当 (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当
2	募集要項	25	別紙1	1	B-II	新設公園施設の施設整備業務に係る対価のうち、サービス購入料A-IIを除いた割賦支払分 (1)割賦元本対象となる額 ①設計費(基本設計費を含む) ②建設費(備品調達費を含む) ③工事監理費 ④その他費用(工事中金利、融資手数料、工事期間中の保険料、諸経費等) (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当	25	新設公園施設の施設整備業務に係る対価のうち、サービス購入料A-IIを除いた割賦支払分 (1)割賦元本対象となる額 ①設計費(基本設計費を含む) ②建設費(備品調達費を含む) ③工事監理費 ④備品調達費 ⑤④その他費用(工事中金利、融資手数料、工事期間中の保険料、諸経費等) ⑥①～⑤に係る消費税及び地方消費税相当 (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当
3	募集要項	26	別紙1	1	C-I	温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備業務に係る費用 (1)割賦元本対象となる額 ①人件費、その他 (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当	26	温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備業務に係る費用 (1)割賦元本対象となる額 ①人件費、その他 ②①に係る消費税及び地方消費税相当 (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当
4	募集要項	26	別紙1	1	C-II	新設公園施設の開業準備業務に係る費用 (1)割賦元本対象となる額 ①人件費、光熱水費、その他 (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当	26	新設公園施設の開業準備業務に係る費用 (1)割賦元本対象となる額 ①人件費、光熱水費、その他 ②①に係る消費税及び地方消費税相当 (2)割賦金利に係る費用 (3)(1)に係る消費税及び地方消費税相当

なぐわし公園整備運営事業

■募集要項に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
5	募集要項	26	別紙1	1	-	※消費税率が変更された場合には、変更後の税率について適切に支払うものとする。なお、サービス購入料B、サービス購入料Cの「割賦元本対象となる額に係る消費税及び地方消費税相当」は各業務終了時点の消費税率を用いるものとし、以降で消費税率が変更された場合にも金額は変動しない。	26	※消費税率が変更された場合には、変更後の税率について適切に支払うものとする。なお、サービス購入料B、サービス購入料Cの「 割賦元本対象となる額 施設整備費のうちサービス購入料Aを除いた割賦支払分及び開業準備費に係る「消費税及び地方消費税相当」は各業務終了時点の消費税率を用いるものとし、以降で消費税率が変更された場合にも金額は変動しない。
6	募集要項	27	別紙1	2	(2)	サービス購入料B-Ⅰは、温水利用型健康運動施設の施設整備業務に係る対価からサービス購入料A-Ⅰを除いた額について、令和10年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計56回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。	27	サービス購入料B-Ⅰは、温水利用型健康運動施設の施設整備業務に係る対価からサービス購入料A-Ⅰを除いた額について、令和10年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計56回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、 割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額 とする。
7	募集要項	27	別紙1	2	(2)	サービス購入料B-Ⅱは、新設公園施設の施設整備業務に係る対価からサービス購入料A-Ⅱを除いた額について、令和11年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計52回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。	27	サービス購入料B-Ⅱは、新設公園施設の施設整備業務に係る対価からサービス購入料A-Ⅱを除いた額について、令和11年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計52回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、 割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額 とする。
8	募集要項	28	別紙1	2	(2)	金利確定日においてRefinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレフアレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円／円)金利スワップレートとする。	28	金利確定日においてRefinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレフアレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円／円)金利スワップレートとする。
9	募集要項	28	別紙1	2	(3)	サービス購入料C-Ⅰは、温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備業務に対し、令和9年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計60回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。	28	サービス購入料C-Ⅰは、温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備業務に対し、令和9年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計60回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、 割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額 とする。
10	募集要項	29	別紙1	2	(3)	サービス購入料C-Ⅱは、新設公園施設の開業準備業務に係る対価に対し、令和11年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計52回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。	29	サービス購入料C-Ⅱは、新設公園施設の開業準備業務に係る対価に対し、令和11年4月から6月までを第1回とし、以降3か月ごとに年4回、令和24年1月から3月までを最終回とした、計52回の元利均等で算出される、割賦元本と割賦金利の合計に、 割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額 とする。
11	募集要項	29	別紙1	2	(3)	金利確定日においてRefinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレフアレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円／円)金利スワップレートとする。	29	金利確定日においてRefinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレフアレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円／円)金利スワップレートとする。

なぐわし公園整備運営事業

■募集要項に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
12	募集要項	31	別紙2	1	A- I	・事業者は、各年度の出来高に合わせて各年度終了後30日以内に市にサービス購入料A- Iの請求書を提出する	31	・事業者は、各年度の出来高に合わせて各年度終了後30日以内までに市にサービス購入料A- Iの請求書を提出する。ただし、令和8年度の出来高については、令和9年度の出来高と合せて請求すること。 ・請求書の提出は各年度1回までとする。
13	募集要項	31	別紙2	1	A- I	一括支払金に係る消費税及び地方税相当については、各年度のサービス購入料A- Iの支払時に当該費用に係る消費税を支払う。	31	一括支払金に係る消費税及び地方消費税相当については、各年度のサービス購入料A- Iの支払時に当該費用に係る消費税を支払う。
14	募集要項	31	別紙2	1	A- II	・事業者は、各年度の出来高に合わせて各年度終了後30日以内に市にサービス購入料A- IIの請求書を提出する。	31	・事業者は、各年度の出来高に合わせて各年度終了後30日以内までに市にサービス購入料A- IIの請求書を提出する。ただし、令和8年度の出来高については、令和9年度の出来高と合せて請求すること。 ・請求書の提出は各年度1回までとする。
15	募集要項	31	別紙2	1	A- II	一括支払金に係る消費税及び地方税相当については、各年度のサービス購入料A- IIの支払時に当該費用に係る消費税を支払う。	31	一括支払金に係る消費税及び地方消費税相当については、各年度のサービス購入料A- IIの支払時に当該費用に係る消費税を支払う。
16	募集要項	31	別紙2	1	B- I	・市は、割賦元本、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和10年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計56回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。	31	・市は、割賦元本及び、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和10年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計56回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。
17	募集要項	31	別紙2	1	B- II	・市は、割賦元本、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和11年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計52回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。	31	・市は、割賦元本及び、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和11年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計52回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。
18	募集要項	32	別紙2	1	C- I	・市は、割賦元本、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和9年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。	32	・市は、割賦元本及び、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和9年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。
19	募集要項	32	別紙2	1	C- II	・市は、割賦元本、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和11年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計52回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。	32	・市は、割賦元本及び、割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を合わせた額について、令和11年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計52回に分けて支払う。 ・割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、その総額を支払回数で均等に分割して支払う。

なぐわし公園整備運営事業

■募集要項に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
20	募集要項	35	別紙2	2	②	<p>サービス購入料の改定方法は、変動前残工事費等(事業契約に定められたサービス購入料A及びBの合計額から割賦金利及びウ-aの基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事費等との差額のうち変動前残工事費等の1,000分の15を超える額(以下「改定増減額(以下ウにより算出した変動前残工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)」という。)について、サービス購入料Bの元本に加除し、これに基づき割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を再算定したサービス購入料Bの改定額を定めるものとする。</p>	35	<p>サービス購入料の改定方法は、変動前残工事費等(事業契約に定められたサービス購入料A及びBの合計額から割賦金利及びウ-aの基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事費等との差額のうち変動前残工事費等の1,000分の15を超える額(以下「改定増減額(以下ウにより算出した変動前残工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)」という。)について、サービス購入料Bの割賦元本に加除し、これに基づき割賦金利及び割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を再算定したサービス購入料Bの改定額を定めるものとする。</p>
21	募集要項	35	別紙2	2	②	$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \ (\alpha > 0 \text{のとき})$ $= \alpha \times B + B \times 15/1,000 \ (\alpha < 0 \text{のとき})$ <p>A : 改定増減額(サービス購入料Bの割賦元本対象となる額の増減額) B : 変動前残工事費</p>	35	$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \ (\alpha > 0 \text{のとき})$ $= \alpha \times B + B \times 15/1,000 \ (\alpha < 0 \text{のとき})$ <p>A : 改定増減額(サービス購入料Bの割賦元本対象となる額の増減額) B : 変動前残工事費(税込)</p>

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
1	要求水準書	-	-	-	-	配付資料1現況図面(CADデータ) 配付資料2温水利用型健康運動施設図面(CADデータ) 配付資料3基本設計(平成24年)報告書及び基本設計図CADデータ 配付資料4温水プールの天井 現況写真 配付資料5温水利用型健康運動施設の修繕更新履歴 配付資料6公園測量図		配付資料1現況図面(CADデータ) 配付資料2温水利用型健康運動施設図面(CADデータ) 配付資料3基本設計(平成24年)報告書及び基本設計図CADデータ 配付資料4温水プールの天井 現況写真 配付資料5温水利用型健康運動施設の修繕更新履歴 配付資料6公園測量図 配付資料7案内板レイアウト(イメージ) 配付資料8下水道管理設資料
2	要求水準書	39~40	第4章	4	(2)	②完成検査 工 検査に際し、事業者は次の要件及び官庁工事に準ずる図書を整えること。 a 関係する全ての諸官庁届出書、検査済証、合格証等 b 関係する全ての機材等の保証書、試験成績書等 c 契約図書(契約に定められた品質、数量とも合致すると認めるための図書を含む) d 施工要領書 e 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等 f 事業者又はその代理人の立会い g 検査を行うための道具や器具(必要な場合) h 専門的な技術や知識を備えた者(説明が必要な場合) i 検査員が事前に指定した条件等(必要な場合) j 工事写真(プリント版) k 完成写真(検査用) l 要求水準及び提案内容の履行状況報告書(提案内容が、要求水準書の内容を満たしているかのチェックリスト) m 出来高図 オ 検査員が契約図書等に定められた品質、数量とも合致すると認め、本要求水準書及び事業者の提案の内容を逸脱していないことを確認し、契約目的物が合格であると判定すれば、「検査確認書」を発行する。この「検査確認書」を受領した後、市に引渡し、所有権移転を行うこと。なお、この引渡しは必ず日付を明記した書面で行うこと。	39~40	工 検査に際し、事業者は次の要件及び官庁工事に準ずる図書を整えること。 a 関係する全ての諸官庁届出書、検査済証、合格証等 b 関係する全ての機材等の保証書、試験成績書等 c 施工要領書 d 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等 e 事業者又はその代理人の立会い f 検査を行うための道具や器具(必要な場合) g 専門的な技術や知識を備えた者(説明が必要な場合) h 検査員が事前に指定した条件等(必要な場合) i 工事写真(プリント版) j 完成写真(検査用) k 要求水準及び提案内容の履行状況報告書(提案内容が、要求水準書の内容を満たしているかのチェックリスト) l 出来高図 オ 検査員が契約図書等に定められた品質、数量とも合致すると認め、本要求水準書及び事業者の提案の内容を逸脱していないことを確認し、契約目的物が合格であると判定すれば、「検査確認書」を発行する。この「検査確認書」を受領した後、市に引渡し、所有権移転を行うこと。なお、この引渡しは必ず日付を明記した書面で行うこと。
3	要求水準書	42	第4章	6	(1)	①実施体制 ア 業務責任者 d 業務責任者を選任した場合は、温水利用型健康運動施設の改修業務開始の30日前までに市の承認を得ること。また、これらを変更する場合は、30日前までに市の承認を得ること。	42	①実施体制 ア 業務責任者 d 業務責任者を選任した場合は、 温水利用型健康運動施設新設公園施設の改修建設 業務開始の30日前までに市の承認を得ること。また、これらを変更する場合は、30日前までに市の承認を得ること。

なぐわし公園整備運営事業

■要求水準書に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
4	要求水準書	44	第4章	4	(2)	<p>②完成検査</p> <p>工 検査に際し、事業者は次の要件及び官庁工事に準ずる図書を整えること。</p> <p>a 関係する全ての諸官庁届出書、検査済証、合格証等</p> <p>b 関係する全ての機材等の保証書、試験成績書等</p> <p>c 契約図書(契約に定められた品質、数量とも合致すると認めるための図書を含む)</p> <p>d 施工要領書</p> <p>e 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等</p> <p>f 事業者又はその代理人の立会い</p> <p>g 検査を行うための道具や器具(必要な場合)</p> <p>h 専門的な技術や知識を備えた者(説明が必要な場合)</p> <p>i 検査員が事前に指定した条件等(必要な場合)</p> <p>j 工事写真(プリント版)</p> <p>k 完成写真(検査用)</p> <p>l 要求水準及び提案内容の履行状況報告書(提案内容が、要求水準書の内容を満たしているかのチェックリスト)</p> <p>m 出来高図</p> <p>才 検査員が契約図書等に定められた品質、数量とも合致すると認め、本要求水準書及び事業者の提案の内容を逸脱していないことを確認し、契約目的物が合格であると判定すれば、「検査確認書」を発行する。この「検査確認書」を受領した後、市に引渡し、所有権移転を行うこと。なお、この引渡しは必ず日付を明記した書面で行うこと。</p>	44	<p>工 検査に際し、事業者は次の要件及び官庁工事に準ずる図書を整えること。</p> <p>a 関係する全ての諸官庁届出書、検査済証、合格証等</p> <p>b 関係する全ての機材等の保証書、試験成績書等</p> <p>○契約図書(契約に定められた品質、数量とも合致すると認めるための図書を含む)</p> <p>c 施工要領書</p> <p>d 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等</p> <p>e 事業者又はその代理人の立会い</p> <p>f 検査を行うための道具や器具(必要な場合)</p> <p>g 専門的な技術や知識を備えた者(説明が必要な場合)</p> <p>h 検査員が事前に指定した条件等(必要な場合)</p> <p>i 工事写真(プリント版)</p> <p>j 完成写真(検査用)</p> <p>k 要求水準及び提案内容の履行状況報告書(提案内容が、要求水準書の内容を満たしているかのチェックリスト)</p> <p>l 出来高図</p> <p>才 検査員が契約図書等に定められた品質、数量とも合致すると認め、本要求水準書及び事業者の提案の内容を逸脱していないことを確認し、契約目的物が合格であると判定すれば、「検査確認書」を発行する。この「検査確認書」を受領した後、市に引渡し、所有権移転を行うこと。なお、この引渡しは必ず日付を明記した書面で行うこと。</p>
4	要求水準書	62	第6章	3	(7)	<p>ウ 植栽管理</p> <p>a 美観を保ち、利用者及び通行者の安全性、防犯性を確保するため中低木の剪定等を隨時行うこと。</p> <p>b 樹木によって照明等を遮らないようにすること。</p> <p>c 中高木の剪定は年1回以上は実施すること。</p> <p>d 高木の剪定は年10本以上実施すること。</p> <p>e 河川沿いの桜並木については、健全性及び安全性を確保するための倒木・枝折れ等のリスクや害虫被害への予防対応等を行うこと。</p> <p>f 発生する剪除枝葉、残材等は通行等の支障とならないようまとめ、作業後は速やかに処分すること。</p>		<p>ウ 植栽管理</p> <p>a 美観を保ち、利用者及び通行者の安全性、防犯性を確保するため中低木の剪定等を隨時行うこと。</p> <p>b 樹木によって照明等を遮らないようにすること。</p> <p>○中高木の剪定は年1回以上は実施すること。</p> <p>c 高木の剪定は年10本以上実施すること。</p> <p>d 河川沿いの桜並木については、健全性及び安全性を確保するための倒木・枝折れ等のリスクや害虫被害への予防対応等を行うこと。</p> <p>e 発生する剪除枝葉、残材等は通行等の支障とならないようまとめ、作業後は速やかに処分すること。</p>

なぐわし公園整備運営事業

■様式集に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
1	様式集	様式2-10	-	-	-	■添付書類 7 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類	様式2-10	■添付書類 7 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類 8 業務実績を証明できる資料 ※契約書及び仕様書などの業務内容・範囲が分かる書類の写し
2	様式集	様式2-12	-	-	-	■添付書類 7 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類	様式2-12	■添付書類 7 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類 8 業務実績を証明できる資料 ※契約書及び仕様書などの業務内容・範囲が分かる書類の写し
3	様式集	様式5-2	提案価格内訳 (税込)			費目 提案価格(税込) =下記「提案価格内訳(税抜)」の(1)×1.1+(2) ※1 下記「提案価格内訳(税抜)」のうち、割賦金利分は課税対象としないこと。 ※2 1円未満の端数は切り捨てとする。	様式5-2	費目 提案価格(税込) =下記「提案価格内訳(税抜)」の(1)×1.1+(2) ※1 下記「提案価格内訳(税抜)」のうち、割賦金利分は課税対象としないこと。 ※2 1円未満の端数は切り捨てとする。 費目 提案価格(税込) うち、施設整備業務に係る費用(②) うち、開業準備業務に係る費用(③) うち、維持管理・運営業務に係る費用(④+⑤-⑥) ※1 提案価格は1円未満の端数は切り捨てとする。
3	様式集	様式5-2	各内訳	-	-	内訳1 金額(円)(税抜) 内訳2 金額(円)(税抜) 内訳3 金額(円)(税抜) 内訳4 金額(円)(税抜) 内訳5 金額(円)(税抜) (中略) ※4 提案価格内訳(税抜)には、消費税は含めないで記載すること。	様式5-2	内訳1 金額(円)(税抜税込) ※2 上記のうち、割賦金利分は課税対象としないこと。 内訳2 金額(円)(税抜税込) ※3 上記のうち、割賦金利分は課税対象としないこと。 内訳3 金額(円)(税抜税込) 内訳4 金額(円)(税抜税込) 内訳5 金額(円)(税抜税込) ※4 提案価格内訳(税抜)には、消費税は含めないで記載すること。
4	様式集	様式8-5	-	-	-	-	様式8-5	(次の一列を追記) 令和8(2026)年度
5	様式集	様式9-7	-	-	-	備品調達費	様式9-7	備品調達設置費
6	様式集	様式9-7	-	-	-	その他	様式9-7	その他費用

なぐわし公園整備運営事業

■様式集に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
7	様式集	様式9-7	-	-	-	<p>サービス購入料A- I (合計)…(a)((ア)の合計のうち75%) サービス購入料A- II (合計)…(b)((イ)の合計のうち80%)</p> <p>サービス購入料B- I のうち、割賦元本分(合計) サービス購入料B- II のうち、割賦元本分(合計)</p> <p>施設整備費合計(税抜) (=サービス購入料A- I +サービス購入料A- II + サービス購入料B- I のうち、割賦元本分+サービス購入料B- II のうち、割賦元本分)</p> <p>(中略)</p> <p>※消費税及び地方消費税は含めないこと。</p>	様式9-7	<p>サービス購入料A- I (合計)…(a)((ア)の合計のうち75%) サービス購入料A- II (合計)…(b)((イ)の合計のうち80%)</p> <p>サービス購入料B- I のうち、割賦元本分(合計) サービス購入料B- II のうち、割賦元本分(合計)</p> <p>施設整備費合計(税抜) (=サービス購入料A- I +サービス購入料A- II + サービス購入料B- I のうち、割賦元本分+サービス購入料B- II のうち、割賦元本分)</p> <p>サービス購入料B- I のうち、設計費・建設費・工事監理費・備品調達費・その他費用(合計)…(c)(サービス購入料B- I のうち消費税及び地方消費税、割賦金利を除く) サービス購入料B- II のうち、設計費・建設費・工事監理費・備品調達費・その他費用(合計)…(d)(サービス購入料B- II のうち消費税及び地方消費税、割賦金利を除く)</p> <p>施設整備費合計(税抜) (=サービス購入料A- I +サービス購入料A- II + サービス購入料B- I のうち、割賦元本分+サービス購入料B- II のうち、割賦元本分)</p> <p>施設整備費合計(税抜)((a)+(b)+(c)+(d)) ※上記の表の作成においては、消費税及び地方消費税は含めないこと。</p> <p>■税込金額 サービス購入料A- I (合計)(税込)((a)×1.1)←(様式5-2)アに記入※10万円未満は切り捨て サービス購入料A- II (合計)(税込)((a)×1.1)←(様式5-2)イに記入※10万円未満は切り捨て</p> <p>サービス購入料B- I のうち、割賦元本分(合計) サービス購入料B- II のうち、割賦元本分(合計) ※消費税及び地方消費税は含めないこと。</p>
8	様式集	様式9-7	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。	様式9-7	※消費税及び地方消費税は含めないこと。
9	様式集	様式10-3①	合計値入力欄	-	-	温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備費 合計	様式10-3①	温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備費 合計(税抜) 温水利用型健康運動施設及び既存公園施設の開業準備費 合計(税込)
10	様式集	様式10-3①	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	様式10-3①	※「税込」の表記がある箇所を除き、消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。

なぐわし公園整備運営事業

■様式集に関する新旧対照表

(令和8年2月6日公表)

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	原文(令和7年12月19日公表)	修正頁	修正文
11	様式集	様式10-3②	合計値入力欄	-	-	新設公園施設の開業準備費 合計	様式10-3②	新設公園施設の開業準備費 合計(税抜) 新設公園施設の開業準備費 合計(税込)
12	様式集	様式10-3②	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	様式10-3②	※「税込」の表記がある箇所を除き、消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。
13	様式集	様式11-3②	合計値入力欄	-	-	維持管理費(更新・修繕業務を除く) 合計	様式11-3②	維持管理費(更新・修繕業務を除く) 合計(税抜) 維持管理費(更新・修繕業務を除く) 合計(税込)
14	様式集	様式11-3②	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	様式11-3②	※「税込」の表記がある箇所を除き、消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。
15	様式集	様式11-4②	合計値入力欄	-	-	-	様式11-4②	(次の一列を追記) 税込
16	様式集	様式11-4②	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	様式11-4②	※「税込」の表記がある箇所を除き、消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。
17	様式集	様式12-3③	合計値入力欄	-	-	利用料金収入 合計	様式12-3③	利用料金収入 合計(税抜) 利用料金収入 合計(税込)
18	様式集	様式12-3③	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	様式12-3③	※「税込」の表記がある箇所を除き、消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。
19	様式集	様式12-8	合計値記入欄	-	-	維持管理費(更新・修繕業務を除く) 合計	様式12-8	維持管理費(更新・修繕業務を除く) 合計 運営費 合計(税抜) 運営費 合計(税込)
20	様式集	様式12-8	注釈	-	-	※消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。	様式12-8	※「税込」の表記がある箇所を除き、消費税及び地方消費税は含めないこと。また、物価変動は考慮しないこと。